

大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年9月30日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第12号

大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する
規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業 <u>(次に掲げる育児休業を除く。)</u> をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>ア <u>当該育児休業の承認に係る期間の全部が大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第18号。以下「育児休業条例」という。）第4条に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業</u></p> <p>イ <u>当該育児休業の承認に係る期間の全部が育児休業条例第4条に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業</u></p>	<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>休職にされていた期間並びに育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）及び第2条第1号キに掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</u></p>

<p>(3) <u>第2条第1号キに掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</u></p> <p>(4) <u>休職にされていた期間については、その2分の1の期間</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>(3)・(4) (略)</p>
<p>3 (略)</p> <p>(基準日前1箇月以内の退職者等で勤勉手当を支給されない職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち育児休業規程第4条第3項に該当する職員以外の職員</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(基準日前1箇月以内の退職者等で勤勉手当を支給されない職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち育児休業規程第2条第2項に該当する職員以外の職員</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p>
<p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業<u>(第7条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。)</u>をしている職員として在職した期間</p> <p>(3) <u>第2条第1号キに掲げる職員として在職した期間</u></p> <p>(4)～(11) (略)</p>	<p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員<u>(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)</u>及び第2条第1号キに掲げる職員として在職した期間</p> <p>(3)～(10) (略)</p>

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。